

○市川市文化財保護条例

昭和 51 年 12 月 24 日条例第 38 号

改正沿革

市川市文化財保護条例

市川市文化財保護条例の全部を改正する条例を次のように定める。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財が本市の歴史的、文化的遺産として、かけがえのない財産であり、これを後世に伝えることが、重要な責務であることにかんがみ、この文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、地方文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で本市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、海浜その他の名勝地で本市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で本市にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

(市の任務)

第 3 条 市は、文化財が本市の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの条例の趣旨の徹底に努めなければならない。

(市民、所有者等の心構)

第4条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともにできるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第2章 有形文化財

(指定)

第5条 教育委員会は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存する有形文化財のうち、市にとって重要なものを指定有形文化財に指定することができる。

2 前項の規定による指定をする場合は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をする場合は、あらかじめ第45条で規定する市川市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定をしようとするときは、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者に通知しなければならない。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、当該有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第6条 教育委員会は、指定有形文化財が指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定を解除する場合は、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 指定有形文化財について、法又は県条例の規定による文化財の指定があったときは、当該指定有形文化財の指定は解除されたものとする。この場合、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該指定有形文化財の所有者に通知するものとする。

4 指定の解除の通知を受けたときは、所有者は、当該指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付するものとする。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第7条 指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、指定有形文化財を管理しなければならない。

2 指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等)

第8条 指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の場合新所有者は、当該指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指定その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

3 指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第9条 指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 指定有形文化財の所在を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、規則に定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第11条 指定有形文化財の管理又は修理に多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に当てるため、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による補助金を交付する場合、その補助条件として管理又は

修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還)

第12条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関し条例又は規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第13条 教育委員会は、指定有形文化財の管理が適当でないため、当該指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とするものとする。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第11条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第14条 所有者は、市が管理又は修理に関し必要な措置として第11条第1項及び前条第3項の規定により補助金を交付し、又は費用を負担した指定有形文化財を有償で譲渡したときは、当該補助金の額から当該管理又は修理が行われた後、当該指定有形文化財の管理又は修理のため自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会は、納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第15条 指定有形文化財の所有者は、指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、規則で定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限

りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償することができる。

(修理の届出等)

第16条 指定有形文化財の修理をしようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第1項及び第13条第2項並びに前条第1項の規定に該当する場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第17条 教育委員会は、指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 市は、前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。

3 前項の補償の額は、教育委員会が決定する。

4 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴をもってその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から3箇月を経過したときは、この限りでない。

5 前項の訴えにおいては、市を被告とする。

(市に対する売渡の申出)

第18条 指定有形文化財を有償で譲渡しようとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額等を記載した書面をもって教育委員会に市に対する売渡の申出をしなければならない。ただし、当該譲受人に対して譲渡したい特別の事情がある場合において教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定による売渡の申出のあった後30日以内に教育委員会が当該指定有形文化財を市において買い取るべき旨の通知をしたときは、前項の規定による申出書に記載された

予定対価の額に相当する代金で売買が成立したものとみなす。

3 第1項に規定する者は、前項の期間（その期間内に教育委員会が当該指定有形文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、そのときまでの期間）内は、当該指定有形文化財を譲渡してはならない。

（公開）

第19条 指定有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者以外の者が公開することを妨げるものではない。

第20条 教育委員会は、指定有形文化財の所有者に対し、期間を限って教育委員会の公開の用に供するため、指定有形文化財の出品を勧告することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による公開の場合を除き、指定有形文化財の所有者に対し、期間を限って当該指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による公開のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市は、第1項の規定により出品した所有者に対し、給与金を支払うことができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により指定有形文化財が公開されたときは、その職員のうちから指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定による公開をしたことに起因して当該指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

（調査）

第21条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

第22条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によってもなお指定有形文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入ってその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

(1) 指定有形文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があったとき。

(2) 指定有形文化財がき損しているとき、又はその現状若しくは所在の場所につき変更が

あったとき。

(3) 指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

(4) 特別の事情によりあらためて指定有形文化財としての価値を鑑査する必要のあるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当たる者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第1項の規定による調査によって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

4 前項の場合は、第17条第3項から第5項までの規定を準用する。

第3章 無形文化財

(指定)

第23条 教育委員会は、法又は県条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存する無形文化財のうち、市にとって重要なものを指定無形文化財に指定することができる。

2 前項の規定による指定無形文化財を指定するに当たっては、当該指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をする場合は、あらかじめ第45条で規定する市川市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定又は第2項の規定による認定をしようとするときは、その旨を告示するとともに、当該指定無形文化財の保持者又は保持団体に通知しなければならない。

5 第1項の規定による指定又は第2項の規定による認定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(解除)

第24条 教育委員会は、指定無形文化財が指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 教育委員会は、指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 前2項の規定により指定の解除又は認定の解除をする場合は、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

4 指定無形文化財について、法又は県条例の規定による文化財の指定があったときは、当該指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該指定無形文化財の保持者又は保持団体に通知するものとする。

5 指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したときは、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合、教育委員会は、その旨を告示するものとする。

(保持者の氏名変更等)

第 25 条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも代表者について同様とする。

(保存)

第 26 条 教育委員会は、指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、指定無形文化財について記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため必要な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保持団体に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、第 11 条第 2 項及び第 12 条の規定を準用する。

(公開)

第 27 条 教育委員会は、指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し指定無形文化財の公開を、指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の公開に当たっては、第 20 条第 3 項及び第 6 項の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第 28 条 教育委員会は、指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第 4 章 民俗文化財

(指定)

第 29 条 教育委員会は、法又は県条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを指定有形民俗文化財

に、無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを指定無形民俗文化財に指定することができる。

2 前項の規定による指定有形民俗文化財を指定するに当たっては、第5条第2項から第6項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による指定無形民俗文化財を指定する場合は、第23条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による指定無形民俗文化財を指定する場合は、その旨を告示するものとする。

(解除)

第30条 教育委員会は、指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財が指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定有形民俗文化財の指定を解除する場合は、第5条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 前項において準用する第5条第4項の規定により指定有形民俗文化財の指定の解除の通知を受けたときは、当該指定有形民俗文化財の所有者は、前条第2項において準用する第5条第6項の規定により交付された指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付するものとする。

4 第1項の規定による指定無形民俗文化財の指定を解除する場合は、第24条第3項において準用する第23条第3項の規定を準用する。

5 第1項の規定による指定無形民俗文化財の指定を解除する場合は、その旨を告示するものとする。

6 指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財について法又は県条例の規定による文化財の指定があったときは、当該指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。この場合、教育委員会は、その旨を告示するものとする。

7 前項の指定有形民俗文化財の指定を解除する場合は、第6条第3項の規定を準用する。

8 前項において準用する第6条第3項の規定により指定有形民俗文化財の指定の解除の通知を受けたときは、当該指定有形民俗文化財の所有者は、指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付するものとする。

(指定有形民俗文化財の保存)

第31条 指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするものは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、指定有形民俗文化財の保存上必要があると認めるときは、前項の届出にかかる現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第 32 条 第 7 条から第 14 条まで及び第 18 条から第 22 条までの規定は、指定有形民俗文化財について準用する。

(指定無形民俗文化財の保存)

第 33 条 教育委員会は、指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、指定無形民俗文化財について記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、適当と認めるものに対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、第 11 条第 2 項及び第 12 条の規定を準用する。

(指定無形民俗文化財の記録の公開)

第 34 条 教育委員会は、指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による指定無形民俗文化財の記録の公開には、第 27 条第 2 項の規定を準用する。

第 5 章 記念物

(指定)

第 35 条 教育委員会は、法又は県条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存する記念物のうち、市にとって重要なものを指定記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定記念物を指定するに当たっては、第 5 条第 2 項から第 6 項までの規定を準用する。

(解除)

第 36 条 教育委員会は、指定記念物が指定記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 指定記念物について、法又は県条例の規定による文化財の指定があったときは、当該指定記念物の指定は解除されたものとする。

3 第 1 項の規定による指定記念物の指定を解除する場合は、第 6 条第 2 項の規定を、前項の場合は、第 6 条第 3 項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第 37 条 教育委員会は、指定記念物の管理保存及び周知を図るため、所有者の同意に基づき、標識、説明板、境界線、囲さくその他の施設を設置するものとする。

2 所有者が前項に掲げる施設を設置する場合には、教育委員会が定める基準に基づかなければならない。

(現状変更等の制限)

第 38 条 指定記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、規則で定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項の規定による許可を与える場合は、第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

3 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 2 項で準用する第 15 条第 2 項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(環境保全)

第 39 条 教育委員会は、指定記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 市は、前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。

3 前項の補償の額は、教育委員会が決定する。

4 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴をもってその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から 3 箇月を経過したときは、この限りでない。

5 前項の訴えにおいては、市を被告とする。

(準用規定)

第 40 条 第 7 条から第 9 条まで、第 11 条から第 14 条まで、第 16 条、第 18 条、第 21 条及び第 22 条の規定は、指定記念物について準用する。

第 6 章 選定保存技術

(選定)

第 41 条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法又は県条例の規定による選定を受けたものを除く。)のうち、

市として保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

2 前項の規定により選定保存技術を選定するに当たっては、当該選定保存技術の保持者及び保存団体（以下「保持者等」という。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による選定及び前項の規定による認定をする場合は、第23条第3項から第5項までの規定を準用する。

（解除）

第42条 教育委員会は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、選定保存技術の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除をする場合は、第24条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあっては、そのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあっては、そのすべてが解散したとき、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては、保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合、教育委員会は、その旨を告示するものとする。

（選定保存技術の保持者等の氏名変更等）

第43条 選定保存技術の保持者等には、第25条の規定を準用する。

（保存）

第44条 選定保存技術の保存に関し、第26条及び第28条の規定を準用する。

第7章 市川市文化財保護審議会

（設置）

第45条 教育委員会に文化財に関する諮問機関として市川市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第46条 審議会は、非常勤の委員10名以内で組織する。

（委員）

第 47 条 委員は、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 48 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 49 条 審議会の会議は、会長が招集し議長となる。

(審議会の事務)

第 50 条 審議会の事務は、教育委員会事務局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 51 条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成 23 年条例 4 号〕

第 8 章 補則

(委任)

第 52 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の市川市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）の規定により指定文化財として指定されている文化財は、改正後の市川市文化財保護条例（以下「新条例」という。）の規定により指定有形文化財、指定無形文化財、指定民俗文化財並びに指定記念物として指定されたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定による文化財審議会委員として委嘱されている者は、新条例の規定により文化財保護審議会委員として委嘱されたものとみなす。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。